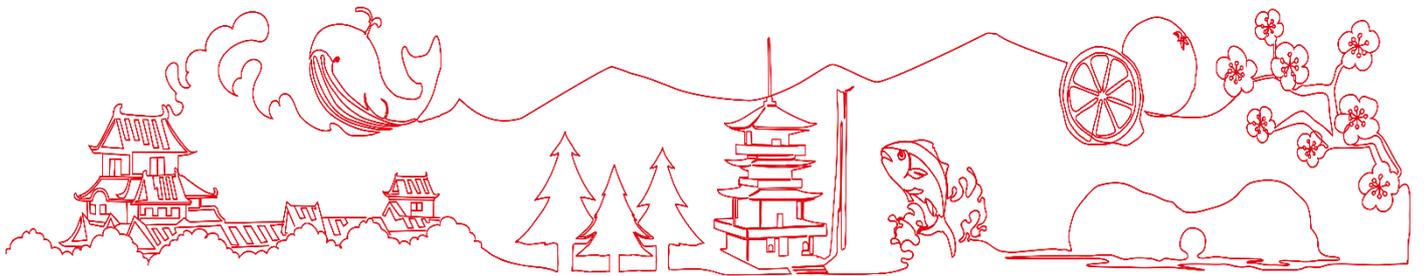


令和元年度  
和歌山県赤い羽根共同募金助成事業  
申請書作成の手引き



社会福祉法人和歌山県共同募金会

## 目次

赤い羽根共同募金について・・・・・・・・・・・・・・・・・・P1  
令和元年度赤い羽根共同募金助成金の手引き・・・・・・・・・・ P2～P8

令和元年度赤い羽根共同募金助成申請書（様式 1）は、下記の本会ホームページ(URL)から、ダウンロードして下さい。

社会福祉法人和歌山県共同募金会 URL <https://www.akaihane-wakayama.or.jp/>

### お問い合わせ

社会福祉法人和歌山県共同募金会事務局（担当：濱出）

〒640-8319 和歌山市手平 2 丁目 1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛 7 階

TEL 073-435-5231 Email [info@akaihane-wakayama.or.jp](mailto:info@akaihane-wakayama.or.jp)

URL <https://www.akaihane-wakayama.or.jp/>

その他詳細やご不明な点等ございましたら、本会までお気軽にお問い合わせ下さい。



## 赤い羽根共同募金について



### 赤い羽根共同募金とは！

赤い羽根共同募金(以下、共同募金)は、社会福祉法に規定されている民間の募金活動で、「ボランティア」の募金活動に支えられています。

### 共同募金の意味と歴史！

共同募金は、民間の運動として戦後直後の昭和 22 年に、住民が主体の取り組みとして出発し、当初は戦後復興の一助として、戦争の打撃を受けた福祉施設を中心に資金支援する活動としての機能を果たしてきました。

そして 70 年以上たった今、社会構造の大きな変化の中で、様々な地域福祉の課題に取り組む民間団体を支援する仕組みとして、また、住民の優しさや思いやりを届ける運動として、共同募金は住民主体の運動を進めています。

多様化する社会福祉ニーズにいち早く対応し、きめ細かく福祉活動を行う民間の社会福祉事業の財政的支援として、共同募金は大きな期待が寄せられています。

### 誰もが安心して暮らせるまちに！

本県で寄せられた共同募金は、県内の民間福祉の推進に役立てられます。

地域社会は、介護、育児、子育て、孤立等、多くの課題があり、このような課題は決して個人の問題ではなく、地域全体の問題として、みんなで支え合っていくことが大切です。

共同募金は、「じぶんの町を良くするしくみ。」をお手伝いし、誰もが安心して暮らせる社会づくりを支援します。

### 大切な浄財です！

共同募金のボランティアは、全国で約 200 万人。たくさんの人々に支えられている募金です。

共同募金会では、助成を受けられた施設や団体の方々に喜んで頂くだけでなく、ご協力頂いた方々にも、喜んで頂ける使いみちにしたいと考えています。

助成を受けられた施設や団体の方々は、寄付者への「ありがとうメッセージ」をお寄せ頂けますようお願いいたします。

### 災害時にも活用されます！

共同募金会は大規模災害に備え、募金額の一部を「準備金」として積立っています。

この準備金は、大規模災害が起こった時に被災地での、災害ボランティアセンターの活動支援等に使われ、東日本大震災や平成 30 年 7 月豪雨災害の際にも、準備金が活用されました。

また、大規模災害発生時に被災者支援のため、全国の共同募金会と連携し、義援金募集を行っています。

### ご寄付をお願いします！

「ふるさとサポート募金」と検索してクリック！「<https://www.akaihane.or.jp/furusapo/>」

## 令和元年度和歌山県赤い羽根共同募金助成金の手引き

### 1 趣旨

地域が抱える課題解決の取り組みの支援を重点的に実施し、また、従来から実施してきた取組を充実することにより和歌山の地域福祉の推進を図ります。

### 2 実施主体

社会福祉法人 和歌山県共同募金会

### 3 助成基本方針

令和2年度(2020年度)に実施する、社会福祉及び更生保護事業に係る備品整備費、車両整備費、施設整備費及び活動費を助成対象とします。

団 体	助 成 対 象
社会福祉法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者施設や保育園の老朽化等からの施設整備</li> <li>社会福祉及び更生保護に係る備品整備費、車両整備費</li> <li>保育園の園児に係る備品等の整備</li> <li>その他</li> </ul>
特定非営利活動法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者の就労支援に係る備品整備費、車両整備費</li> <li>地域の福祉課題の解決に関する支援</li> <li>その他</li> </ul>
その他福祉関係団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者の社会からの孤立防止に関する支援</li> <li>障がい者(児)や家族の孤立防止に関する支援</li> <li>子ども食堂を通じた子どもの居場所づくりに関する支援</li> <li>ひきこもり等地域の支え合いに関する支援</li> <li>その他</li> </ul>

※助成対象団体は、県内に所在する団体で、令和元年10月1日現在で1年以上の活動実績を有するものとします。

### 4 助成対象事業及び助成額

団 体	助 成 対 象	限 度 額
社会福祉法人	備品整備費、車両整備費及び施設整備費	100万円以内、かつ総事業費の75%以内
特定非営利活動法人	備品整備費、車両整備費	50万円以内、かつ総事業費の90%以内
	活動費	20万円以内
その他福祉関係団体	活動費	20万円以内

**5 応募期間・審査結果通知**

応募についてのスケジュールは以下のとおりとなります。

スケジュール	期 間
応募期間	令和元年 10月 1 日～11 月 29 日まで（郵送の場合は当日消印有効）
審査結果通知	3 月下旬～4 月上旬（予定）郵送
助成事業実施	審査結果通知到着後～令和 2 年 12 月 （子ども食堂については、令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月までとする）

**6 提出書類****共通の提出書類**

	書 類
1	令和元年度赤い羽根共同募金助成申請書（様式 1）
2	定款もしくは、会則
3	役員名簿
4	前年度（平成 30 年度）事業報告及び、決算書
5	法人等・申請施設のパンフレット等(法人等や申請施設の活動内容がわかるもの)

※決算書について、社会福祉法人は公表しているので提出は不要となります。

**助成対象別提出書類**

助成対象	書 類
備品整備費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則 2 社以上の見積書(写)</li> <li>・カタログ等(該当部分)</li> </ul>
車両整備費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則 2 社以上の見積書(写)</li> <li>・カタログ等(該当部分)</li> <li>・法人全体の現有車両一覧</li> </ul>
施設整備費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則 2 社以上の見積書(写)</li> <li>・設計図           ・現況写真</li> </ul>
活動費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・助成事業の事業計画（具体的に事業の内容がわかるもの）</li> <li>・助成事業の資金計画</li> </ul>

**7 その他**

- ・助成申請は、一団体一助成事業に限ります。
- ・一の社会福祉法人が複数の施設を運営している場合、助成申請できる施設の上限は 3 施設とします。同一法人内複数施設の助成申請は、施設毎に書類を作成の上、優先順位を別表に明記し、一括で提出して下さい。
- ・助成決定以前に購入したものの支払い等、事前着手した事業は助成対象となりません。
- ・事業完了後、助成金送金は振込となります。
- ・社会福祉充実残額の有する法人は、助成対象外とします。
- ・介護保険制度にかかる施設、サービス及び事業であるものは、助成対象外とします。
- ・ご提供頂いた情報は、助成金の審査等のために使用し、その他の目的には使用しません。また、提出書類は返却いたしませんので、ご了承願います。

8 留意事項

助成対象	留意事項
<p>備品整備費</p> <p>(社会福祉法人の施設、 特定非営利活動法人)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の処遇向上に繋がり、緊急性・必要性が明確な事業であることが必要です。</li> <li>・中古備品や事務的な備品(パソコン・複合機・プリンター等)は対象外です。</li> <li>・原則2社以上から見積書を徴取してください。</li> <li>・見積書には、正式法人名、日付の記入をしてください。</li> <li>・総事業費(見積額)には、消費税や共同募金助成明示の名入れ(必要な場合)を含めて下さい。</li> <li>・カタログに価格記載がない場合は、価格表等金額のわかるものを添付して下さい。</li> </ul>
<p>車両整備費</p> <p>(社会福祉法人の施設、 特定非営利活動法人)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の処遇向上に繋がり、緊急性・必要性が明確な事業であることが必要です。</li> <li>・中古車は対象外です。※車両見積書(例)P7参照 同一車種の同一条件で見積り合わせを行って下さい。違う車種同士の見積り合わせは対象外となります。</li> <li>・原則2社以上から見積書を徴取してください。</li> <li>・見積書には、正式法人名、日付及び車両本体価格を記入して下さい。</li> <li>・総事業費(見積額)は消費税や共同募金助成明示の3箇所のプリント(看板)代を含めて下さい。</li> <li>・商談メモのような書類は、見積書とは認められません。</li> <li>・メンテプロパック等のメンテナンス費用、道路サービス関連費用(JAF等)、自動車任意保険は対象外です。</li> <li>・カタログに価格の記載がない場合は、価格表等金額がわかるものを添付して下さい。</li> <li>・現有車用一覧は、車種名・所属施設名・購入年月日、走行距離・主な利用状況がわかるものを添付して下さい。</li> </ul>
<p>施設整備費</p> <p>(社会福祉法人の施設)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の安心・安全等に繋がり、緊急性・必要性が明確な事業であることが必要です。</li> <li>・原則2社以上から見積書を徴取してください。</li> <li>・見積書には、正式法人名、日付を記入して下さい。</li> <li>・見積書は消費税を含んだ総事業費を記載して下さい。</li> <li>・施工場所、施工面積、設置物の位置等が確認できる図面や写真を添付下さい。</li> </ul>
<p>活動費</p> <p>(特定非営利活動法人 社会福祉関係団体)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務費、実質的な団体運営費及び人件費は助成対象外(みなせるものを含む)です。</li> <li>・恒常的に行っている事業(みなせるものを含む)は原則助成対象外となります。</li> <li>・子ども食堂については、助成申請は継続して最長3か年間が可能です。</li> <li>・懇親会(慰労会)に係る飲食代・交際費・旅費等の経費(みなせるものを含む)は対象外です。</li> <li>・助成申請事業に係る事業計画及び資金計画を作成して下さい。資金計画(総事業費)は法人全体の資金計画ではなく助成申請事業の資金計画となります。</li> <li>※資金計画(例)P8参照</li> <li>・助成事業に係る資金計画の作成例の備考を参考に、補足説明資料を添付して下さい。</li> </ul>

## 9 赤い羽根の明示

赤い羽根共同募金助成金事業であることを明示してください。

- ・備品整備費の購入品には本会配布のステッカー(大サイズ 縦 72mm×横 64mm 又は小サイズ 縦 35mm×横 31mm)を貼付し明示します。
- ・テント等、ステッカーで明示の難しい備品は、

“ 赤い羽根共同募金助成事業  社会福祉法人〇〇会 ” 等のように名入れにより明示してください。

名入れ代は、見積書に含めて徴取して下さい。

「赤い羽根共同募金助成事業」の文字及び赤い羽根は赤色 “ PANTONE 1797M(M99% Y100% K(BL)4%) RGB(R225 GO B18) ” で名入れをして下さい。他の文字の色は限定しません。

- ・車両はプリント(看板)で明示するため、その費用を見積書に含めて下さい。(P6～P7 参照)

## 10 和歌山県共同募金会助成規程抜粋

(助成の対象)

第3条 助成を受けられる者は、次の各号のいずれかに該当する事業を営む民間施設又は団体（国及び地方公共団体を除く。以下同じ。）とする。

- (1) 社会福祉及び更生保護を目的とする事業
- (2) 広域を活動単位として社会福祉及び更生保護を目的とする事業又はその連絡調整を行う事業
- (3) 地域住民の社会福祉の推進を図る事業
- (4) 民間非営利組織（NPO）又はボランティア団体の活動で社会福祉及び更生保護を目的とする事業
- (5) 社会福祉法第118条に規定する準備金に該当する事業
- (6) 緊急配分金に該当する事業
- (7) その他、配分委員会で特に必要と認めた事業

(助成の欠格要件)

第5条 次の各号いずれかに該当する事由があると認めるときは助成の対象としない。

- (1) 社会福祉を目的としていても、不特定多数の者を対象とせず、構成員の互助共済のみを行なっているもの。
- (2) 政治、宗教、労働組合等の運動のために、その手段として行われ、対象がその関係者に限定されるもの。
- (3) 助成金以外の財源によって経営が可能なもの。
- (4) 経営の基礎、管理の状況等が不十分で、地域の寄附者から信頼されていないもの。
- (5) 名称の如何にかかわらず営利目的のために行なっているもの。
- (6) 国又は地方公共団体が設置又は経営し、その責任に属するとみなされるもの。
- (7) 行政所官庁からの受託事業であるもの。
- (8) 介護保険の対象となる事業であるもの。
- (9) 法人・施設の運営費又は事務的な運営に係る事業であるもの。
- (10) 社会福祉法人の施設及び特定非営利活動法人以外については、1年以上の活動実績を必要とする。但し、配分委員会において特に必要と認め、理事会及び評議員会が承認したものは除く。
- (11) その他配分委員会において不相当と認められたもの。

【赤い羽根共同募金助成事業の明示について 車両のプリント(看板)表示(例)】

(助成対象：社会福祉法人の施設 特定非営利活動法人)

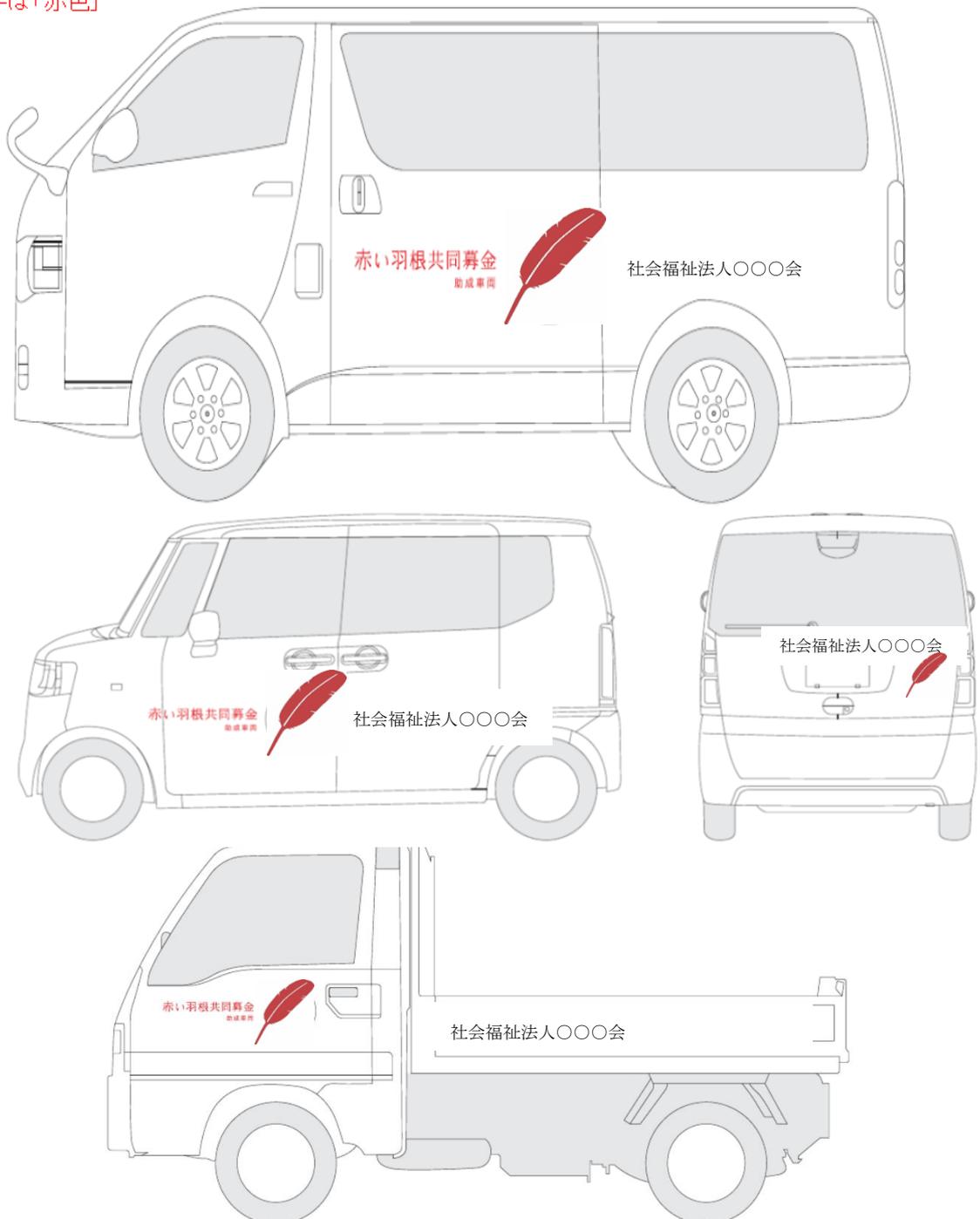


原則：赤い羽根マークと  
赤い羽根共同募金と  
助成車両の文字は「赤色」

車両申請は、車両の両側面、後部の計3箇所にプリント(看板)が必要ですので、見積書にその費用を含めて下さい。なお、字体、大きさは見やすくして下さい。(1文字10cm程度が目安です。)

原則 赤い羽根マーク及び赤い羽根共同募金と助成車両の文字は「赤色」、法人名は「黒色」でプリントして下さい。赤の色指定は、下記の通りです。

PANTONE 1797M(M99% Y100% K(BL)4%) RGB(R225 G0 B18)



【車両見積書(例)】

(助成対象：社会福祉法人の施設 特定非営利活動法人)

御 見 積 書

様

作成日 24年 8月 31日

消費税が発生する場合は、必ず計上して下さい。

下記の通り御見積申し上げます。

福祉車両については、課税対象諸費用分以外の消費税の課税はありませんので、ご確認下さい。

車両明細		見積有効期間		日間	
ボディタイプ	排気量	駆動	ミッション	ボディカラー	型式
カブマシヨウシャ(ロング)	2.0Lガソリン	FR	4A/T(ECT)	ホワイト	
車両本体価格					
値引き(-)					
計	0.0%				
※1 メーカーオプション価格	0.0%				
※2 付属品価格	0.0%				
車両現金販売価格(消費税込)①					
下取車価格(-)					
取車残債					
差引お支払額②					
※3 税金・保険料					
課税販売諸費用等	5.0%				
預り法定費用等					
その他					
計③					
消費税・地方消費税合計					
現金販売時					
お支払総額(②+③)					
※3 明細					
自動車税					
自動車取得税					
自動車重量税					
自賠責保険料	24ヶ月				
税金・保険料 小計					
検査登録手続代行費用					
車庫証明手続代行費用					
納車費用(店頭)					
下取車手続代行費用					
下取車査定料					
資金管理料金⑥					
宇光標板					
課税販売諸費用等 小計(消費税込)④	5.0%				
預り法定費用					
預りリサイクル預託金⑤					
公正証書作成費用					
預り法定費用等 小計					
自動車保険料					
メンテナンス					
その他諸費用					
その他 小計					
イクル預託金⑤					
シュレッダーダスト料金					
エアバッグ類料金					
フロン類料金					
情報管理料金					
資金管理料金(消費税込)⑥					
計					
お支払プラン					
自動車保険料					
メ					
モ					

①車両本体価格(定価)がわかるカタログ等を添付して下さい。

③共同募金助成明示の名入れ代金を計上して下さい。

ペイント代)

※付属品の内容は、見積各社で大きく異なることがないように注意して下さい。

②福祉車両の自動車取得税・重量税等については、車種・用途・登録地(都道府県)等によって異なりますが、免除又は減税される場合が多くありますので、必ず確認して下さい。また、見積各社で取扱が異なることのないように注意して下さい。

④自動車任意保険は認められません。

⑤メンテパスポート、メンテプロパック等のメンテナンス費用は認められません。

⑥JAF(道路サービス関連費用)は認められません。

参 考

(助成事業に係る資金計画の作成例)

令和元年度助成申請「○○○課題解決に向けたネットワーク構築事業」(令和2年度実施事業)

	科目	(円)	詳細	備考
収入の部	共同募金会の助成金	200,000		助成金が決定した場合
	自己資金	100,000		前年度繰越金を充てる
	会費収入	30,000	会費 1,000 円×30 人	現在の会員数から計上
	寄付金収入	10,000	××株式会社	例年の寄付額を計上
	合計	340,000		
支出の部	会場借上料	100,000	～町福祉ホール借上料(4 回)	会議室料は HP から印刷
	講師謝金	50,000	○大学@@学部教授(案)	参考資料として□□□(写)
	印刷製本費	130,000	△△ ○○○部(4 種類)	見積書(写)
	送料	10,000	△△送付料	○○運輸送付料の説明資料
	消耗品費	50,000		購入予定明細
	合計	340,000		

※様式1の事業の財源別内訳の合計額とあっていることを、確認してください。

(助成金決定後の手続きについて)

スケジュール	事業の流れ	提出先・問合せ先
<p><b>助成金の申請</b></p> <p>令和元年 10月1日～11月29日</p>	<p>社会福祉法人和歌山県共同募金会に助成申請関係書類(P3の<b>6 提出書類</b>)を提出(郵送の場合は、当日消印有効)</p>	<p>社会福祉法人 和歌山県共同募金会</p>
<p><b>助成金審査結果の通知</b></p> <p>令和2年 3月下旬～4月上旬</p>	<p>令和元年度共同募金助成金の適否の通知は3月下旬～4月上旬に郵送にて送付予定</p>	<p>〒640-8319 和歌山市手平2丁目 1-2 ビッグ愛7階</p>
<p><b>助成金が決定した場合</b></p> <p>令和2年 4月～12月 (子ども食堂については、 令和2年4月～令和3年3月 までとする)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度共同募金助成金が決定した場合は4月～12月の間に助成事業を実施して下さい。</li> <li>・決定後に助成事業の着手して下さい。</li> <li>・事業費・事業内容等に変更が生じる場合には、事前に本会に連絡をしてください。</li> <li>・重大な変更等となる場合は、事前に変更申請を提出して頂き、本会の承認後に助成事業を実施して頂きます。</li> <li>・助成事業実施後は、助成事業完了報告書及び助成金交付請求書等を本会に提出して下さい。 ⇒承認後、助成金の送金を行います。</li> <li>・子ども食堂については、別途通知します。</li> <li>・助成金は、精算払です。</li> </ul>	<p>TEL 073-435-5231</p> <p>Email info@akaihane-wakayama.or.jp</p>

詳細は、助成金が決定した場合に、お知らせいたします。